



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)	(取扱課室名)	ページ
○ 人事委員会規則		
*55 公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則		..... 1
○ 公安委員会規則		
*8 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則		..... 1
○ 告示		
592 一般競争入札による落札者の決定	(情報政策課)	..... 2
593 有害図書等の指定	(青少年・男女共同参画課)	..... 2
594 橋本市吉原土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課)	..... 3
595 農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課)	..... 4
596 公共測量の実施	(技術調査課)	..... 4
○ 内水面漁場管理委員会指示		
1 コイヘルペスウイルスに関する委員会指示		..... 4
○ 監査公表		
監査公表第18号		..... 5

## 人事委員会規則

### 和歌山県人事委員会規則第55号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年5月31日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1条例第2条第1項第2号に該当する団体の項中

「一般財団法人関西ワールドマスターズゲームズ2021組織委員会」を

「一般財団法人関西ワールドマスターズゲームズ2021組織委員会  
学校法人青葉学園」に改める。

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

## 公安委員会規則

### 和歌山県公安委員会規則第8号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年5月31日

和歌山県公安委員会委員長 溝端 壯 悟

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則（昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1和歌山県橋本警察署の部中島警察官駐在所(橋本市隅田町中島)の項中「、横座」を削り、同部学文路警察官駐在所(橋本市学文路)の項中「向副」の次に「、横座」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第592号

和歌山県地理情報システム導入及び賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成28年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
和歌山県地理情報システム導入及び賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県企画部企画政策局情報政策課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日  
平成28年4月14日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社パスコ和歌山支店  
和歌山市六番丁24
- 5 落札金額  
総額40,932,000円(うち消費税及び地方消費税の額3,032,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成28年3月4日

### 和歌山県告示第593号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成28年5月17日指定した。

平成28年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
コミック	絶対恋愛Sweet 6月号	15557-06	笠倉出版社
コミック	恋愛ラブマックス 6月号	12080-6	秋田書店
コミック	恋愛白書パステル 6月号	19625-06	宙出版
コミック	ayaアヤ 6月号	18815-06	宙出版
コミック	無敵恋愛エス・ガール 6月号	08577-6	ぶんか社

コミック	月刊マガジンビーボーイ 6月号	18355-06	リブレ出版
コミック	ビーボーイゴールド 6月号	17779-06	リブレ出版
月刊誌	ファイナルボックス 6月号	17843-6	マイウェイ出版
月刊誌	実話BUNKAタブー 6月号	05375-06	コアマガジン
月刊誌	裏モノJAPAN 6月号	01805-06	鉄人社
月刊誌	実話ドキュメント 6月号	15115-6	マイウェイ出版
月刊誌	実話ナックルズ 6月号	04877-6	ミリオン出版
雑誌	実話BUNKA超タブー vol.13	05376-06	コアマガジン

## 指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

## 和歌山県告示第594号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により橋本市吉原土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成28年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 退任した役員（平成28年3月31日退任）

職名	氏名	住所
理事	松岡茂夫	橋本市吉原849番地
理事	西川昌次	橋本市吉原700番地
理事	田中好行	橋本市吉原559番地
理事	西川三千治	橋本市吉原708番地
理事	山田信作	橋本市吉原619番地
理事	美濃喜代隆	橋本市吉原758番地
理事	安川善久	橋本市高野口町応其328番地
理事	西川義高	橋本市吉原569番地
理事	吉田敏郎	橋本市吉原761番地の8
理事	西川元人	橋本市野538番地の17
理事	吉田信弘	橋本市吉原226番地
監事	小嶋永二	橋本市吉原491番地
監事	田中齊	橋本市吉原630番地

## 2 就任した役員（平成28年4月1日就任）

職名	氏名	住所
理事	西川昇	橋本市吉原648番地
理事	田中源一	橋本市吉原657番地
理事	西川寛	橋本市吉原535番地
理事	小嶋永二	橋本市吉原491番地
理事	美濃利彦	橋本市柏原413番地の5

理事	松岡孝秋	橋本市吉原843番地の1
理事	西川邦昭	橋本市吉原474番地
理事	田中克典	橋本市吉原752番地
理事	美濃勤	橋本市吉原759番地
理事	西川義高	橋本市吉原569番地
監事	松本豊明	橋本市吉原803番地の1
監事	西川元人	橋本市野538番地の17

### 和歌山県告示第595号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年5月18日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年6月13日まで縦覧に供する。

平成28年5月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第19号-1	西牟婁郡白浜町栄字平才野1521-1外1筆
平成28年度第19号-2	西牟婁郡白浜町富田字中河原594-1外3筆
平成28年度第19号-3	西牟婁郡白浜町保呂字岩本147-2外1筆

### 和歌山県告示第596号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき岩出市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成28年5月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量（レベル500及びレベル1000航空写真撮影、写真地図作成）
- 2 作業期間 平成28年5月16日から平成29年3月24日まで
- 3 作業地域 和歌山県岩出市全域

## 内水面漁場管理委員会指示

### 和歌山県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイ）の持ち出し及び放流等に関して次のとおり指示する。

平成28年5月31日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 大杉 達

#### 1 指示の内容

##### (1) 持ち出し等の禁止

ア コイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められたコイが確認された県内の公共水面及びこれと連接一体を成す水面（以下「当該水域」という。）においては、和歌山県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出し、他の水域に放流してはならない。

イ 知事は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

(2) 放流等の制限

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面にコイを放流する場合は、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のことを遵守すること。

ア PCR検査によりそのコイ群がコイヘルペスウイルス陰性であることを確認すること。

イ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

(3) (1) 及び (2) の規定は、採捕したコイを同一水系に放流する場合は適用しない。

2 指示する期間

平成28年6月2日から29年6月1日まで

監 査 公 表

和歌山県監査公表第18号

平成28年3月9日付け監査報告第22号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年5月31日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一  
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子  
 和歌山県監査委員 立 谷 誠 一  
 和歌山県監査委員 泉 正 徳

1 和歌山県税事務所

監査実施年月日 平成28年2月9日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 平成26年度の県税収入率は、滞納整理に努力した結果98.4%で、前年度に比し0.6ポイント増加し、平成26年度末の収入未済額は、約8億8,966万円と約7,707万円減少している。</p> <p>しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の約70%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。</p> <p>また、延滞金についても、適切な債権管理により収入未済額の縮減に努められたい。</p> <p>(2) 正規の手続を経ず物品を処分していた事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 平成27年度税務運営基本方針及び税務運営重点項目に基づき以下のような取組を行っている。</p> <p>ア 個人県民税の包括的な徴収対策の実施</p> <p>個人県民税の徴収強化のため、昨年度に引き続き管内市町と県職員の派遣協定を締結し、和歌山市及び海南市に対しては効率的な進行管理や効果的な滞納整理の手法についての助言や共通滞納者に対する合同捜索を行うとともに、海南市及び紀美野町に対しては地方税法第48条に基づく県による直接徴収などにより市町の個人住民税に係る徴収活動の支援を行っている。</p> <p>さらに、市町との緊密な連携を図るため、定期的に会議や研修会等を開催し、滞納縮減、滞納整理の進行管理、現年度の徴収強化や滞納整理手法の情報交換や税収確保のための調査及び研究を行っている。</p> <p>イ 事務所の滞納整理の強化</p> <p>昨年度に引き続き和歌山県税事務所徴収対策本部を設置し、具体的な数値での徴収目標や行動目標を掲げ、特に現年課税分の現年中での滞納整理と滞納整理困難事案に対する徹底した滞納処分（捜索、タイヤロック、公売等）の強化を図り、県税収入の確保に一層努めるとともに、滞納者が今後納期限内に納税するような意識改革に繋がる徴収対策の確立を目指し、効率的及び効果的な滞納整理を進めている。</p> <p>(2) 物品の有無調査を行い、物品の保有状況を確認した。</p> <p>廃棄済みの物品については所要の手続を完了し</p>

(3) 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、公用車同乗中の時間帯に超過勤務を命令し、超過勤務手当を支給していた事例があったので、適正に処理されたい。

た。  
(3) 公用車同乗中の超過勤務手当支給については、該当職員の超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿の訂正を行い、手当の返納を行った。

2 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

監査実施年月日 平成28年2月9日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p><b>注意事項</b></p> <p>(1) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成26年度末で約1,727万円となっており、前年度末に比し約109万円増加している。 今後も、子ども未来課及び障害福祉課と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、文書や電話による催告及び自宅訪問による納付指導など、徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図られたい。</p> <p>(2) 誤った就労証明書を作成し、支払先及び金額を誤って報酬が支払われていた。当該誤りが判明した後、過支給分は戻入し、不足分は追給されているが、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、公用車同乗中の時間帯に超過勤務を命令し、超過勤務手当を支給していたので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、勤務時間外の公用車の運転と本来業務を区別せず命令していたので、適正に処理されたい。</p> <p><b>検討事項</b></p> <p>市道から県施設に至る約300mの進入路については、県施設利用者のみならず、隣接する病院等へのアクセス道路として、また、付近住民の生活道路として使用されている状況であることから市道への移管に向け関係機関と協議を進められたい。</p>	<p><b>注意事項</b></p> <p>(1) 児童福祉施設入所負担金については、生活困窮や虐待等の理由で家庭での養育が困難となった児童を施設に入所措置したことにより発生しているものであり、月単位の納入はあるものの、低所得者の増加等により、より厳しい状況となっている。 このため、個別具体的な事情を考慮しながら文書、電話及び家庭訪問による納付指導を行うとともに、生活困窮により迅速な納付が困難な納入義務者においては、納付誓約書を徴収するなど時効が成立しないよう注意しながら、粘り強く分納指導を行っている。 さらに、納付指導に応じない滞納者に対しては、随時財産状況を調査し、子ども未来課及び障害福祉課と協議を行いながら、法的措置を検討していく。</p> <p>(2) 誤った就労証明書を作成し、支払先及び金額を誤って報酬の支払を行っていた件については、作成した就労証明書に誤りがないか2名以上で確認し、適正に処理している。</p> <p>(3) 公用車同乗中の時間帯に超過勤務を命令し、超過勤務手当を誤って支給していた件については、過支給分を返納した。 また、当センター全職員に対して、公用車同乗中は超過勤務手当が支給されないことを周知し、適正に処理している。</p> <p>(4) 勤務時間外の公用車の運転を本来業務と区別せずに超過勤務の命令をしていた件については、当センター全職員に超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿の記載例を配布し、記載方法の指導を行う等、適切に処理している。</p> <p><b>検討事項</b></p> <p>指摘を受けた件については、子ども未来課が関係機関(和歌山市及び関西電力株式会社)との協議を進めているところである。 当該地域の地籍調査が平成25年度に実施され、現在結果の確認等、手続が進められている。今後、地籍調査の結果を踏まえながら、関係機関との協議を引き続き行っていく予定である。</p>

3 果樹試験場うめ研究所

監査実施年月日 平成28年2月9日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p><b>注意事項</b></p> <p>(1) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p>	<p><b>注意事項</b></p> <p>(1) 旅行命令をすべきところ外出承認で処理したために支給されていなかった旅費について、追給を行うとともに、適正に事務処理を行うよう職員への指導</p>

<p>(2) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>を徹底した。 (2) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理するよう、職員に周知徹底した。</p>
---	--

4 和歌山県林業試験場

監査実施年月日 平成28年2月9日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。  (2) 旅行命令簿の記載不備により旅費を過渡しし戻入していた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。  (3) 外出承認簿において、復命方法欄のチェック漏れがあったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理するよう、職員に周知徹底した。 (2) 旅行命令簿の記載不備による旅費の過渡しについては、旅費計算に必要な日当調整等の記載漏れがあり、旅費計算額を誤ったことによるものであり、旅行命令簿の添付資料や記載内容の確認を徹底することとした。 (3) 外出承認簿における復命方法欄のチェック漏れについては、記載漏れがないよう職員に周知するとともに、命令権者及び出勤簿管理担当者においても十分な確認を図るよう、徹底した。</p>

5 和歌山県水産試験場

監査実施年月日 平成28年2月9日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理するよう、職員に周知徹底した。</p>

6 和歌山県公営競技事務所

監査実施年月日 平成28年2月9日及び3月2日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 平成5年度に発生した横領事件に係る弁償金について、平成26年度末における未収額は約2億15万円となっている。 引き続き未納者の収入状況等を十分把握の上、債権管理に努められたい。 (2) 県外場外車券売場で発生した本県主催競輪車券に係る過剰金について、発生内容の確認を十分行わずに収入調定を行っていたので、適正に処理されたい。 (3) 支出入負担行為即支出命令の取消しに係る帳票を保存していない事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。 (4) 集中調達物品以外の物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書を保存していなかったため、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) これまでの弁済状況や未納者の収入状況等現状を把握し、必要に応じて接触を図る等、弁済指導を行い、消滅時効にならないよう債権管理を行う。 (2) このような過剰金が発生した場合には、内容を十分確認し、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。 (3) 取消しに係る帳票を確実に保存し、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。 (4) 集中調達物品以外の物品の調達に係る消耗品の納品については、納品書を物品調達伺書に添付して確実に保存し、適正な事務処理を行うよう、職員に徹底した。</p>

## 7 和歌山下津港湾事務所

監査実施年月日 平成28年2月9日及び3月2日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 港湾施設使用料並びに不法占拠による損害賠償金及び強制執行費用の平成26年度末の収入未済額は約1,719万円となっており、前年度末に比し約294万円増加している。 今後も未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 物品調達台帳において、決裁者印の押印漏れがあったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 集中調達物品以外の物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 物品管理について、平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知「物品管理の徹底について」による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行っていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 外出承認簿で未承認の外出事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(6) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 海南市に権限移譲している海南市内の岸壁・野積場・荷さばき地使用料徴収事務につき、再三督促したにも関わらず、海南市からの平成27年1月から3月分の実績報告書の提出が遅れ、更に提出された実績報告書に不備があるなどの事情により、収入調定事務が遅れ、出納閉鎖までに海南市の納入が間に合わなかったため、収入未済額が約294万円増加したものである。この未収金については、翌年度に全額納入されているが、海南市に対し、今後同様の事態が発生しないよう、当該月終了後、速やかに実績報告書を送付するよう、指導を行っている。その他の未納者については、未納者の現状を把握した上で、文書通知や電話による督促及び催告を組み合わせた滞納整理に努め、未収金の更なる縮減を図る。</p> <p>(2) 物品調達台帳において、決裁者印の押印漏れがあったことについては、現在決裁者印の押印漏れがないよう、指導を徹底している。</p> <p>(3) 消耗品は、納品があったとき、納品業者から提出された納品書に事務所の受付印を押印し、当該受付印の中に職員自らの個人印を押印しなければならないところ、一部について押印していなかったことについては、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知の趣旨を職員に周知徹底し、適正に処理している。</p> <p>(4) 物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合を行っていなかったことについて、照合を行い、物品管理簿の整理を適正に行った。</p> <p>(5) 外出承認簿で未承認の外出事例があったことについて、外出承認を得てから外出するよう、職員に再度周知及び指導し、未承認の外出がないよう、徹底している。</p> <p>(6) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知の趣旨を職員に徹底させ、適正に処理している。</p>